

## 『思想の科学』

### 天皇制特集号を読んで

太田雅夫

#### 一

憲法改悪へ支配層の意識的な動きが目立つと、必ず天皇制の問題が脚光を浴びる。そして、学術・思想雑誌には、天皇制についての諸論文が発表される。

今から十年前の昭和二十七年六月にも、雑誌『思想』が天皇制特集号を発刊している。その当時は、講和条約の発効の前後

から、いわゆる逆コースの風潮が目立った時期である。したが

って、君ヶ代が復活されたり、天野文相が天皇は国民道徳の中心であると発言し、また天皇神格化が公然と進められ、京大天皇事件までひきおこしている。このような背景のもとに、独立を契機に天皇の権限を強めようとする天皇元首論が、憲法改悪の口火として唱えられた。

『思想』天皇制特集号の目次は、「憲法における天皇の地位」

鵜飼信成。「天皇の政治的地位」林茂・今井清一。「イデオロギ

ーとしての天皇制」石田雄。「日本思想の特色と天皇制」鶴見俊輔。「天皇制の心理的地盤」南博。「対日輿論および占領政策

における天皇」松谷久男。「西洋人のみた天皇制」牧建二。「古代天皇制の諸問題」井上光貞。「封建時代における天皇」安田元久。「天皇と絶対主義」井上清といった執筆陣で、天皇制の問題を広範囲にわたって取り扱っているのが特徴である。

『思想』天皇制特集号発行後十年を経過した今日、憲法調査会の憲法改悪審議は最終ラウンドに入り、「天皇が元首たること」と「日本国が君主國たること」を「憲法上明確にすべきかどうか」という論点について、いちおうの審議を終り、改悪論は小説であることを明らかにした。しかるに、また一方では、中央公論社の嶋中事件のあと不敬罪復活運動、伊勢神宮國営化等の動きが活潑になり、天皇制問題タブー性の気風が出はじめている。このような現在の時点において、雑誌『思想の科学』（四月号）と雑誌『自由』（五月号）が天皇制特集号を発行したことは若干の意義がなくはない。

二つの雑誌のうち『自由』は、特集「焦点に立つ天皇制」として、「象徴の元首・天皇」高柳賢三。「天皇制の変質——明治・大正・昭和の天皇制」（討議）。「天皇制を論ずる前に」吉田夏彦。「世論からみた天皇制と第九条」西平重喜を掲載しているが、ここでは、『思想の科学』天皇制特集号について紹介し批評を加えたいと思う。

一一

昨年末、発売元の中央公論社で断裁・廃棄処分をうけた雑誌『思想の科学』の天皇制特集号が、この四月一日、思想の科学

研究会の自主出版という形で、思想の科学社から復元・発行され、増刷版が発売されるという状況である。

「復刊のことば」によると、中央公論社版『思想の科学』昭和三十七年新年号が発売されなくなった事件のため「みずから努力で言論の自由を守ることに、さらに積極的でありたい」として、継続発刊されたこの雑誌の復刊第一号は、「断裁廢棄された新年号と同じ内容に、解説的補足その他の記事を八頁ぶんだけ追加したもの」である。

また、特集の発案者である斎藤真教授は、その意図を「編集後記」でつぎのように述べている。「天皇制の問題は、解決されたかのごとく、あるいはタブーであるかのごとく、殆ど論議されていない。だが、戦前の天皇制は八・一五とともに消滅したのか。象徴天皇制とは何なのか。われわれの意識の中で天皇制はどういう位置を占めているのか。一体、民主制と天皇制とは矛盾しないのか。いかなる立場をとるにせよ、原理の問題としてこれらの問題と正面から取り組むことを、われわれは要請されている。」

先ず、最初の「現段階の天皇制問題」は、対談であるが、今まで天皇制に関して「天皇制とファシズム」（講座『現代思想』第五巻所収）などを発表し、近く『天皇制国家の支配原理』という著書を出す藤田省三助教授に対し、掛川トミコ所員が聞き手になって討議が進められている。

藤田助教授は、「プラクティカル（実際的）な天皇の存在理由を積極的な形で打ち出して、その理由——というより『効用』ですが、それに従って、戦後天皇制を日本人は認め続けるといふことになれば、その方針に反対であろうと賛成であろうと、とにかくそれはそれとして議論が成り立つ。そうすれば、はじめて日本人が、自分の制度というものについて考えることができる」として、天皇制を擁護する人は、ポジティブな存在根拠を提出する義務を持っていると説く。ところが、「日本の戦後の天皇主義者はその義務を果たしていない。およそ言論の上で主張するなら、根拠を持って主張してもらいたい。」と天皇主

田歛一（三四〇四二頁）。「中学生はどう見るか」石川弘明（四三三四七頁）。「クーデターと天皇制軍隊」野間宏（四八〇四九頁）。「国民統合の象徴」葦津珍彦（五〇〇五九頁）。「里見岸雄『万世一系の天皇』——その憲法改正案と天皇制」佐藤功（六〇六八頁）である。

ここでは、右のうち、藤田・掛川対談、福田論文、平山論文、葦津論文の四篇だけをとりあげることにする。

義者の思想的貧困を歎いている。そして助教授は、天皇制を保存しようという福沢諭吉の『帝室論』中の「輒轍緩和剤」天皇論を説明し、社会的緩和剤の比較研究の必要性を述べているのである。また戦後、オーティス・ケリーが、『アジアの荒地から』のなかで、「天皇みずから、『おれは置いておかれるべきなんだ』という、自分の社会的必要性をみずから証拠立てるべきであるべきじゃないか。」といって、その証拠立てを一々挙げしているのを引用して、天皇自らによる脱皮の方法についての示唆をしている。

最後に、「天皇制というのは、いまのままならなくすべきであるように思います。「いわれ」なく存続するということはよくなき制度である以上……しかし、それをすぐ天皇をギロチンにかけるということと同様に受け取る日本社会が問題です。僕はそういう意味じゃ、コンドルセ主義者なんです……。天皇制が天皇の人間的解放を阻んでいるんだから、そのためには天皇制をなくさねばならない。一人の人間でも解放することはよろしい。」と述べ、今後の天皇制については、「半ば冗談ですが」とことわりながら、経済体制だけは社会主義、社会体制のほうは天皇が上にいるという「天皇制社会主義」ということになるんじゃないか、と興味ぶかく述べている。

ただ、この対談は、「現段階の天皇制問題」というテーマでありながら、福沢諭吉の『帝室論』に重点をおき過ぎたきらいがある。また現段階の天皇制の問題としては、突込みが足りないようを感じられる。

## 四

つぎに福田歛一教授は、「二十世紀における君主制の運命」で、「天皇制についての私自身の主観的な考えではなくて、天皇制を考える場合に誰でも——ことに君主制支持者なら頭においておく必要のあるいくつかの事実について、お話をしたい」と前置きしながら、先ず二十世紀の世界における君主制の運命を歴史的事実として叙述している。とくに、日本の天皇制論者が、例外的に安定した英國の君主制をしおちゅう念頭において天皇制を考えているのは問題であるとし、英國の君主制安定の条件三点をつぎのことく述べている。

「第一に指摘すべきは、イギリスのモナーキーは一度、革命の試練を受けていたという事実です。……第二にあげるべきは、貴族制の存在です。……第三に、そして当面の問題に最も近いものは、英國の君主制が大衆時代の問題を早く自覚化して、ベジョットのいう『尊厳的部分』としての役割を効果的に果してきたということです。」このように英國の君主制の安定条件を指摘しながら、英國君主制について詳細に論じているのは有益といえよう。しかも、教授は、天皇制の運命もまた、英國のような例外をつくれるかどうかについて、「英國流の君主制に即して言えば、まず歴史的事情において確認しなければならないのは、天皇制は単に英國君主制の歴史をもたないというだけではなく、第二次世界大戦において、その価値をあげて『征戦の前途』にかけ、それ故にそのイメージは戦争の惨禍と国家破産の

悲劇とに結びつく宿命を、積極的にもつてゐる、という事実です。」と語っています。

中の好論文たるを失わない。

この問題点は、ラスキーが「大陸の経験からみて、歴代の王

朝が戦場での敗北を耐え忍ぶ」とが出来るかどうか疑わしい」

(H. Laski; *The Parliamentary Government in England*.)

と述べ、またラッセルが「君主制の欠点」として「敗戦による神性の喪失」(B. Russell; *Power, Its Social Analysis*.)を挙げているのに徹し、天皇制考察の重要な論点となるよう。

さらに教授は「第一にあげるべきは、政治社会としての日本が戦後の大きな改革にもかかわらず、イギリス風の安定とは最も遠いという事実です。……一般の国民が大きな満足を感じるような安定した社会体制がないとすれば、天皇制は一体何を象徴しようとするのか、どうも私にこれが『象徴天皇制』の根本問題であるように思われます。」と説いて、日本の天皇制の基盤は弱いと暗示している。

そして、「嶋中事件以後、君主制論者であるが故に、無法者と徹底的に鬭う」という姿勢がほとんど全く見られなかつたのは、一体どういうことなのでしようか。」と、藤田助教授と同じように、天皇制擁護者こそ、テロに対して峻厳なプロテストをすべきであると批判しているのであるが、正論であると思う。しかし、統いて「その（註天皇制）支持者の本音、あるいは思考様式はほとんど神、天皇制の延長か、復活かの域を出ていません」と割りきっている点は、象徴天皇制支持の天皇制意識の分析をしていないためであるといわねばならない。しかし特集

平山照次牧師の「天皇制とキリスト者」は、キリスト者の立場から天皇制を論じたものである。武田清子教授の「天皇制とキリスト者の意識」(『人間観の相剋』所収)とともに、考えさせる資料といえる。

平山牧師は、戦時中「キリスト再臨説」をとなえたホーリネス系の牧師達の弾圧事件を裁判資料を引用しながら、これらの人たちは「たしかに、昭和の『殉教者』の名に値する牧師たちであった。」と先ず称賛する。しかし、日本基督教団の天皇制に対する態度については、「唯一神信仰を生命とするキリスト教が、神社崇敬を強調するまでになつたことは異教勢力への屈服であり、福音の甚だしいわい曲であった。」と批判している。そして、「明治・大正・昭和を通じて、キリスト教の（皇運扶翼）振りは明らかで、反キリスト教的な天皇絶対主義憲法の忠実な尊奉者であった。」とも説いている。しかし、絶対主義天皇制を支える支配体制に抗して明治時代から敢然と斗いつけて来た開拓的指導者には、キリスト者が多かつたことにも言及し、内村鑑三、山川均、安部磯雄、片山潜、大杉栄等々を挙げ、また現在でも片山哲、河上丈太郎、杉山元治郎等が護憲運動の先頭に立っているのは、まさにかつてのキリスト者の過ちを償う贖罪的な Remnant (遺れる者) であるといつていふ。

さらに牧師は、現在的状況として、伊勢神宮の国営化の動き、靖国神社国家保護運動、不敬罪復活運動、ひいては憲法改悪運動等がキリスト教ヒューマニズムに反する方向をとつて、国民の上に重くのしかかりつつある際、信仰者個人のバラバラな決断ではあまりにも無力であるとし、「古代ローマ帝国の皇帝礼拝に抗したキリスト教が、キリストの靈に捕えられた信徒共同体の地盤からその抵抗力を得たように、今日においてはさらに深く強固な信仰共同体の土壤がなければならぬ。日本キリスト教団は自己保全のために公的決断に限界をもつから、少数の同志的教会集団ないし信徒集団が母体となつて、そこから信仰的バトンをもつて対決して行くと云ふことにならぬ」

と訴え、日本キリスト教団の限界性を明らかにしているのであるが、日本キリスト教団宣教研究所が、同教団の牧師、信者を対象に最近行つた「天皇制に関する意識調査」の結果をみると、平山牧師の危惧もうなづけるのである。すなわち、「あなたは天皇をどう考えますか。」の問に対しして、①神である（六・九%）②神でないが人間以上のものである（二四・〇%）③われわれと同じ人間（六一・九%）④その他、無回答（七・二%）の結果を示し、また「明治憲法は信教の自由を守りましたか。」の間に対しても、①キリスト教信仰を保証した（一三・九%）②キリスト教信仰を制約した（三三・〇%）③特に問題ない、無回答（七〇・四%）となつており、さらに、現在でも、修学旅行に先生が生徒を引率して伊勢神宮に参拝するキリスト教関係の学校もあるからである。したがつて、平山牧師のこの一文

は、日本キリスト者に対する一大警鐘として評価できよう。しかし、論旨と考察に甘く弱いところが、その欠点であろう。

## 六

最後に、「異なつた立場を積極的にぶつけあい、そこからおたがいの思想のより着実な成長と実りを求める、という思想の科学研究会の精神に立つて、ここに天皇制支持の議論を展開した葦津氏の論文を掲載しました」と「編集委員会」の名による注釈が末尾につけられている『神社新報』論説委員葦津珍彦氏の「国民統合の象徴」について述べよう。

葦津氏は、昭和二十九年の憲法改悪論が抬頭していたとき、神社新報社から『天皇・神道・憲法』を編集・出版している神道派の論客である。

葦津氏は、日本の天皇制を考える時に、抽象的な君主制とか共和制などの一般的形式によつて公式を立て「二十世紀の敗戦國の君主制は必ず亡滅する」とか「君主制の國は時代とともに少なくなり、共和制の國が多くなる」という抽象理論で、日本や英國などの君主制の運命を予見するのは間違つてゐる、という持論のうえに立つて鮮やかな論旨を展開する。

先ず、米国の大統領制について詳述した後、フランス大統領については、「フランスの共和主義者は、国民投票によつて選ばれる権限の強い大統領という制度は、フランスでは君主主義者への道を開くと信じた。」として、「ドゴールは、第四共和国を廢して新しい制度を建設しようとする。かれは、しきりに国

民投票に訴えて権力を固めて行く。それはフランスでは君主主義者の伝統的な手法である。」という一つの鋭い觀察を示している。

また葦津氏は英國の君主制を概説したあと、日本の天皇制について「列国の君主制の中でも、もともと強力な社会的影響力をもつており、もともと根強い国民意識に支えられている。」と断定している。そしてこの意識を「国体意識」とあるとし、「この意識を道徳的とか宗教的とか政治的とかいって割りきれるものではない。そこには、多分さまざまの多彩なものが潜在する。とにかく絶大なる国民大衆の関心をひきつける心理的な力である。これが國および国民統合の象徴としての天皇制を支えている。」と述べ、これを抽象な理論で表現するということは、至難だと思われるとする。しかしながら、福田教授や藤田助教授が指摘するように、天皇主義者が反対者に自己の立場を理解さすためには、この至難なことを学問的に追求し、天皇制のポジティブな存在根拠を提出する義務があるといわねばならない。この論文が、天皇制支持論文中、群をぬくものであるにもかかわらず、最後の「国体意識」の章は説得力に乏しいのは、どういうわけであろうか。

実は、私見によれば、現在の天皇制を支えている意識は、旧天皇制意識・新天皇制意識による度合の差はとにかく、つぎの感情や心理が基盤となつて形成されているのである。一、権威への吸引性 二、尊敬と服従性 三、伝統と慣習の優位性 四、国民的誇りの欲求性 五、装飾化の愛好性である。すなわち、

これらの感情は、単独では天皇制意識とはならず、相互に関連し合い全体として天皇制意識を形成しているのであるが、これらの点については、別稿で論述しなければならない。

## 七

最後に、全体として、編集意図である「原理の問題としてこれららの問題と正面から取り組む」という特集の意図が充分に果されているとは言い得ない。正面から取り組んでいないし、また中途半端な感じがする。例えば、『思想の科学』の立場（「現実に役に立つ、生きた思想を追求します。もともと高度に学問的な思想の研究と、大衆がそれを生み、それを使うことのできる、生活の中の思想とを同時に追求します。」（復刊のことば））から言っても、経営者、労働者、農民層等の天皇制論を掲載すべきであったと思う。殊に、この天皇制特集号の最大の欠点は、最初に述べたように、天皇論は必ず憲法改悪問題との連関において抬頭してくる問題性的傾向を看却して、憲法問題を避けて通ったという点である。

しかし、天皇制の問題を学問の場に移したところに、『思想の科学』天皇制特集号復刊の功績があることは否定できない。すなわち、学問の問題として、天皇の政治的・法律的な面と、心理的・意識的な面との両面からの研究が本格的に展開して行くことが、今後の課題でなければならない。

（『思想の科学』天皇制特集号 A5 一四四頁 一九六二年 四月刊 思想の科学社発行一五〇円）一九六二・四・一五